

令和7年度ふぐ処理者試験受験案内

島 根 県

1 願書受付及び試験の日時・場所

	期 日	時 間		場 所
願書 受付	令和7年11月10日（月）から 令和7年12月8日（月）まで ※	午前8：30 ～ 午後5：15		島根県健康福祉部薬事衛生課 （松江市殿町1番地）
試験	令和8年1月28日（水）	学科 試験	午前10：00 ～ 午前11：30	いわみーる （浜田市野原町1826番地1）
		実技 試験	午後 1：00 ～	

※ 郵送の場合、令和7年12月8日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。

2 試験科目及び出題数

【学科試験（四肢択一）】

試 験 科 目		問題数	試験 時間	内 容
水産食品の衛生に 関する知識 ※		10 問	90 分	水産食品に関する衛生法規（食品衛生法）、水産食品の衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）
ふぐに関する 一般知識	関係法規	20 問		制度の目的、不衛生食品等の販売等の禁止（ふぐ毒と法的根拠）、ふぐ処理の定義、ふぐ処理者の定義・責務、ふぐ処理者の認定・資格の停止等
	ふぐの種類 と鑑別			処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位（海域を含む）、ふぐの種類と鑑別
	ふぐの処理 と鑑別			有毒部位の除去に係る留意事項、凍結ふぐの取扱い、有毒部位の処分、ナシフグの取扱い、卵巣及び皮の塩蔵処理、ふぐ処理施設
	ふぐの 一般知識			ふぐの名称（標準和名）、ふぐの表示、ふぐの特徴、ふぐの解剖学、ふぐの寄生虫、ふぐ毒、ふぐ毒による食中毒の特徴・発生状況、輸入ふぐの取扱い、ふぐの雑種

※ 食品衛生責任者又は次のいずれかに該当する者については、水産食品の衛生に関する知識を免除する。

- （1）食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者
- （2）その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、管理栄養士又は調理師）

【実技試験】

試 験 科 目		試験 時間	内 容
ふぐの処理	ふぐの種類の鑑別	3 分	実物のふぐを鑑別し、標準和名で答える。
	ふぐの処理と鑑別	25 分	食品を取り扱う者として衛生面に注意を払うとともに、用意された1尾のふぐを処理し、筋肉、皮、各臓器（取り出された内臓も各臓器等に分離すること）に分け、可食部と不可食部に区別し、各臓器を鑑別すること。

3 必要な書類等

提出書類	提 出 部数等	注 意 事 項
(1) 受験願書 (第5号様式)	1 部	- ボールペン等により、楷書で正確に記入してください。 - 住所は、アパート名、室番号、「〇〇方」等まで必ず記入してください。
(2) 写 真	1 枚	受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した、正面・上半身・無帽の縦5cm、横4cm程度のもので、裏面に撮影年月日と氏名を記入してください。
(3) 受験手数料 (島根県収入証紙)	12,000 円	申請書の貼付欄に貼り付けて下さい。
(4) その他		- 次のいずれかに該当し、水産食品の衛生に関する知識が免除となる場合、資格を証する書類の原本とコピーを持参してください。(提出先で照合後、原本はお返しします。) (1) 食品衛生法に基づく資格(食品衛生監視員、食品衛生管理者)を取得するための要件を満たす者 (2) その他衛生関係法規に基づく資格を有する者(栄養士、管理栄養士又は調理師) - 資格を証する書類に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本の提示を求めますので、持参してください。

4 合格基準

【学科試験】

全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ各科目の得点はその科目の配点の3割以上を合格とする。

【実技試験】

ふぐの種類の鑑別にあつては満点の6割以上である者を合格者とし、ふぐの処理と鑑別にあつては満点の8割以上の者を合格とする。ただし、ふぐの処理と鑑別において、得点が8割以上であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は不合格とする。

- (1) 毒性臓器の鑑別において卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
- (2) 毒性臓器の鑑別において肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- (3) 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

5 試験当日に持参するもの

- (1) 受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）
 - (2) 調理を行うのに適した衛生的な着衣（白衣等）、前掛け、帽子（白帽、白三角巾等）、長靴（白長靴等）
 - (3) 包丁、ふきん
- ※ 詳しくは、受験票に同封する「受験上の注意」でお知らせします。

6 合格発表

令和8年2月13日（金）午前10時から島根県庁前掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を送付します。

7 得点の開示

個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、令和8年2月13日（金）から3月13日（金）まで、希望者（受験者本人のみ）には、島根県庁薬事衛生課において得点の開示を行います。

8 その他

- ・受験願書は、ホームページからダウンロードまたは島根県庁薬事衛生課に請求してください。受験願書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験願書請求」と朱書きし、180円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- ・受験願書は島根県庁薬事衛生課へ直接提出してください。ただし、直接提出することが出来ない場合は、郵送で提出することもできますが、封筒の表には「ふぐ処理者試験願書」と朱書きし、簡易書留で送付してください。
- ・受験願書を受理した後は、納付した受験手数料はお返しできません。
- ・県外に居住する者で島根県収入証紙を購入することが困難な場合は、12,000円分の郵便為替を受験願書とともに提出することもできます。
- ・実技試験（ふぐの処理と鑑別）に使用するふぐは、試験当日、試験会場にて魚介類販売業者より直接購入していただきます。
- ・令和8年1月9日（金）までに受験票が到着しない場合は、島根県庁薬事衛生課まで問い合わせてください。

9 願書提出及び問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部薬事衛生課 食品衛生係

TEL：0852-22-6292 ／ FAX：0852-22-6041